

特別警報・暴風警報発表時の措置について（～9月24日）

京都府立東稜高等学校

【特別警報】

「京都市地域」（京都市外在住の生徒については自宅がある地域）に「特別警報」が発表された場合の授業等の扱いについて、以下のとおりとする。

※特別警報は、すべての種類の特別警報を対象とする。

- 1 午前7時現在、特別警報が発表されている場合は、自宅待機とし、午後のオンライン学習のみ実施する。

【暴風警報】

「京都市地域」（京都市外在住の生徒については自宅がある地域）に「暴風警報」が発表された場合の授業等の扱いについて、以下のとおりとする。

- 1 午前7時現在、暴風警報が発表されている場合は、自宅待機とする。
- 2 午前9時現在、暴風警報が解除されている場合は、3校時目から授業を行う。
- 3 午前9時の時点で、引き続き、暴風警報が発表されている場合は、休校とし、午後のオンライン学習のみ実施する。

【補足】

- 京都市地域または自宅がある地域において、午前7時から始業時（午前8時40分）までに暴風警報が発表された場合は、登校を見合わせるなど、自宅で待機すること。
- 台風接近時など警報が出されていなくても、公共交通機関の運行状況、居住地周辺の避難勧告や道路状況等により、安全に登校ができないと判断した場合は、学校に電話連絡の上、登校を控えること。また、登校する際には十分に注意すること。

その他、緊急の対応措置については、気象状況や公共交通機関の事前の運行中止予告等を踏まえ、適宜、学校HPに掲載し、「Classi」において連絡します。